

第785回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成21年3月17日(火)午後3時から
場 所：教育委員会会議室(県庁16階)

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言
- 3 第783回教育委員会会議録及び第784回教育委員会会議録の承認について
- 4 第785回教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 教育長報告(一般事務報告)
 - (1)平成21年度宮城県教育施策の基本方向について (教育企画室)
 - (2)共学化に係る請願への対応について (高校教育課)
- 6 専決処分報告
 - (1)第322回宮城県議会議案(追加提出分)に対する意見について (総務課)
 - (2)教育功績者表彰について (教職員課)
- 7 議 事
 - 第1号議案 教育功績者表彰について (総務課)
 - 第2号議案 宮城県指導力不足等教員審査委員会委員の人事について (教職員課)
 - 第3号議案 平成21年度教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について (義務教育課)
 - 第4号議案 宮城県美術館協議会美術品収集専門部会委員の人事について (生涯学習課)
 - 第5号議案 職員の人事について (総務課・教職員課)
 - 第6号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について (総務課)
 - 第7号議案 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について (総務課)
 - 第8号議案 県費負担教職員の任免等の内申に関する規則の一部改正について (教職員課)
 - 第9号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正について (教職員課)
 - 第10号議案 教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則について (教職員課)
 - 第11号議案 教育職員の免許状に関する規則の一部改正について (教職員課)
- 8 課長報告等
 - (1)平成21年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る一般入試について (高校教育課)
 - (2)県立高校におけるパソコンの紛失について (高校教育課)
 - (3)飯野川高校十三浜校の移転及び校名変更について (高校教育課)
 - (4)宮城県第二女子高等学校におけるシックハウス症候群発症原因に関する調査報告書及び学校施設におけるシックハウス症候群発症防止指針について (施設整備課)
- 9 資 料(配付のみ)
 - (1)みやぎ学力状況調査分析結果報告書について (高校教育課)
 - (2)第64回国民体育大会冬季大会の結果について (スポーツ健康課)
- 10 次回教育委員会の開催日程について
- 11 閉会宣言

第 7 8 5 回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成 2 1 年 3 月 1 7 日 (火) 午後 3 時から

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 大村委員長，櫻井委員，佐々木委員，小野寺委員，勅使瓦委員，
小林教育長

4 説明のため出席した者

三野宮教育次長，菅原教育次長，佐藤総務課長，安住教育企画室長，
氏家参事兼福利課長補佐，安井教職員課長，竹田義務教育課長，
伊藤特別支援教育室長，高橋高校教育課長，高橋施設整備課長，
佐々木スポーツ健康課長，後藤生涯学習課長，真山文化財保護課長ほか

5 開 会 午後 3 時 5 分

6 第 7 8 3 回教育委員会会議録及び第 7 8 4 回教育委員会会議録の承認について
委員長 (委員全員に諮って) 承認。

7 第 7 8 5 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名，議事日程について
委員長 佐々木委員及び勅使瓦委員を指名。
議事日程は配付のとおり。

8 教育長報告

(1) 平成 2 1 年度宮城県教育施策の基本方向について

(説明：教育長)

「平成 2 1 年度宮城県教育施策の基本方向 (案) について」御説明申し上げます。

教育長報告 (1) の資料を御覧願いたい。この「宮城県教育施策の基本方向」は，本県の教育に関する最新の状況を踏まえ，年度ごとに重点的に取り組む施策の方向性を明らかにするために作成しているものである。

表紙の裏面に目次があるが，内容としては，策定の「趣旨等」，「平成 2 1 年度における教育施策の基本方向」，「平成 2 1 年度に重点的に取り組む施策・事業」の三部で構成している。

それでは，具体的内容について，主な変更点を中心に御説明申し上げます。変更した箇所については下線で示している。

2 ページを御覧願いたい。

(1) の「基本的な状況認識」として，本県への企業進出による地域産業を担う人材育

成の必要性などの社会情勢の変化とともに、国の動きとして、昨年7月に「教育振興基本計画」を策定したこと、21年度から教員免許更新制が導入されること、さらに、新たな学習指導要領が示されたことなどを記載している。

また、本県教育の分野ごとの状況について、2ページから10ページにかけて記載しているが、学校教育について見ると学力の問題や就職を含む進路指導の課題、いじめや不登校などの問題行動への対応、体力の低下などの様々な課題があり、社会教育の面から見ても学校・家庭・地域の連携の中で、地域の教育力の向上が必要とされている状況である。

12ページをお開き願いたい。こうした状況を踏まえて、平成21年度の教育施策の基本方向と重点的に取り組む施策及び事業をとりまとめている。

特に、21年度に充実・強化するポイントについて、一番最後の資料1で御説明する。平成21年度は、「学力向上に向けた学校支援」、「在り方・生き方を探求するキャリア教育の充実」、「社会の変化や個々の児童生徒に応じた生徒指導の充実」、「家庭・地域・学校が協働した教育活動の支援体制づくり」の大きく4つの柱を充実強化し取り組んでまいる。

まず「学力向上に向けた学校支援」であるが、県教育委員会に設置した学力向上チームが直接小中学校に出向いて指導する「学力向上サポートプログラム事業」については、これまでの指導対象教科の算数・数学に国語を加えるとともに、支援対象学校も100校程度に拡充することとしている。また、各単元毎の到達度を確認できる、小学校の算数の問題集をインターネットに掲載しているが、小学校の国語、中学生の国語・数学まで拡大するとともに、新規事業として市町村教育委員会が行う学力向上施策を支援する事業を実施していくことにしている。

また、学力の向上と基本的生活習慣定着度に相関関係があることが明らかになってきているが、社会全体で、子ども達の基本的生活習慣定着に取り組むために「基本的生活習慣定着促進事業」を新たに実施することとしている。また、小中学校の少人数指導を推進するために、非常勤講師を増員することとしている。

次に、「在り方・生き方を探求するキャリア教育の充実」として、生徒達が自ら人生の目標・目的を見出し主体的に学習に取り組んでいけるような教育を展開していくことが重要だと考えている。一つの試みとして、黒川高校をモデル校に指定し、誘致企業等と密接な連携を図るコーディネーターを配置するなど、ものづくりに力点を置いた人材育成を進めることとしている。また、進路達成支援事業として、普通高校も含めて1、2年生を対象にした進路探求のためのセミナーの実施や3年生の希望者を対象にした就職試験の直前のガイダンス等を行い、内定率の向上を図ることとしている。

「社会の変化や個々の児童生徒に応じた生徒指導の充実」については、不登校等に対応するため、登校支援ネットワーク事業として各教育事務所に退職教員などの訪問指導員を配置した地域ネットワークセンターを設置し、学校復帰に向けた支援を行うこととしている。また、情報化が進展する中で、いわゆる裏サイトでのいじめ等が社会問題となっているが、その対策として「ネット被害未然防止対策事業」に新たにに取り組むこととしている。

次に、「家庭・地域・学校が協働した教育活動の支援体制づくり」では、これまで「み

やぎらしい協働教育推進事業」を実施しているところであるが、この事業を組み替え、協働教育に関わる人材の育成、ネットワーク等の仕組みづくりを行い、子どもたちを地域全体で育む環境を整えることとしている。また、「家庭教育支援推進事業」として、「訪問型家庭教育支援チーム」を設置し、家庭等を訪問して情報提供などきめ細やかな家庭教育支援を行い家庭の教育力の向上を図ることとしている。

大変厳しい財政状況であるが、平成21年度はこれらの事業に力点を置きながら教育行政を進めていきたいと考えている。

只今説明した内容については、「平成21年度宮城県教育施策の基本方向(案)」の12ページの中段及び、それ以降の各施策の項目に記載しているが、個別の説明は省略させていただく。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

櫻井委員 携帯電話の扱いについてお聞きする。学力向上に向けた学校支援にとっても、基本的な生活習慣を定着させるためにも、それから、ネットでの被害未然防止対策についても、それから、情報モラルを身に付けさせることについても、必ず現代の子ども達の生活を見ていると携帯電話についての言及が必要だと思われる。以前に同じような質問を教育長にした時に、この場では、携帯電話のことについては言及しなくてよいというようなことを回答いただいたが、やはり現実問題として現場を考えると、あと保護者の気持ちとしてはネットだけではなく、学校における携帯電話といったものが、そのネットとかの入口になりえるということで、少し制限が必要だと思っている。そのことについての言及についてはいかがか。

教 育 長 義務教育のレベル、それから高校のレベル、それぞれの対策をいろいろと考えているところであるが、詳細な点については各担当課長から説明させていただく。

義務教育課長 先般、県で携帯電話に関する調査をしたが、その結果を受けての対応策について御説明する。

まず、携帯電話の持ち込みを原則禁止としている小学校が95%、中学校は100%であった。また、県内の仙台市を含む36市町村教育委員会が携帯電話の持ち込みについて原則禁止という方針をしっかりと定めている。県教育委員会としては、調査結果を踏まえて、今後とも校内への持ち込みを原則禁止とする、あるいは持ち込みについては許可制にするという、これまでの国の通知の趣旨を周知徹底するとともに、御指摘のあった学校における情報モラル教育の推進、それから、有害情報の危険性や対策等の啓発活動をさらに充実するよう各市町村に通知したところである。

なお、現在、新たに児童生徒用リーフレットを作成し、小学校5・6年生、中学校3年生、高校1年生全員に年度内に配れるよう計画しているところで

ある。

高校教育課長 県立高校に関しては、来年度、先ほど教育長からも説明があったが、ネット被害未然防止対策事業ということで、この中に携帯電話やインターネットの利用状況について再度実態調査を行って、その結果を分析しながら対策をさらに考えて行くことを計画している。この未然防止の対策事業は、具体的には四つの柱で構成しており、一つは普及啓発のための講演会の開催、さらに、先ほど義務教育課長からもあったパンフレット等による普及啓発の事業、学校裏サイトについてパトロールをするという監視の事業、それから、調査研究の事業ということで四つの事業を展開することとしている。今年までに実施しているインターネットとか、コンピューターなどのICT教育の推進事業と併せてネット被害の未然防止対策事業を進めて行くことで、さらに具体的な対策を講じて行きたいと考えている。

佐々木委員 学力向上であるが、宮城県は素晴らしい資質を持っている県であるし、子ども達も素晴らしい子ども達であるので、点数そのものだけが全てではないというふうにはもちろん思っている。ただ、やはり県民の方々が、いま一番気にされているのは、学力が全国レベルから、かなり劣っているということかと思う。もちろん、今回、力を入れて行って、いろいろ試みをしようとしていらっしゃる姿勢は十分分かるが、例えば、去年、一昨年もそれなりの努力はしていたと思う。けれども、今年はもう、少しでも上向いているということを実績として示さなければならない時期なのではないかと思う。そうすると、この中で、どれが、具体的に子ども達の学力を全国レベルの中でも上げることができる可能性があるのかなと思うと、もちろん素晴らしい文章は並んでいるが、やはり不安がある。具体的に本当に上がるのかなあと。例えば、お隣の割に全国レベルの高い県等に何か学んだのかなとか、いままでとどこの部分を反省して改善しようとしたのかなというところが、いま一つ、私自身には明確にとれないところがある。そうすると、沢山立派な言葉は並んでいても、やはり結果が出た時に県民の皆さんの期待に十分に添うことができないということを少し不安に思う。例えば、学力の基本は小学校、中学校だと思う。そこまでに、ある程度の力をつければ、後はどんどん伸びて自分でやって行くと思うので、小中学校こそが非常に重要だと思う。それが、市町村教育委員会が主体的に取り組む学力向上施策というふうに書いているが、じゃあ、その市町村が主体的に取り組む学力向上施策というのは具体的にどんなものがあって、どんな期待ができるのかということがいま一つ見えてこないところがあって不安感が拭いきれないところがある。どんな部分で応えられそうなのか、あるいは具体的に、市町村でこんなことを考える可能性があるというようなことが、もしあったら少し伺わせていただきたいと思う。

教 育 長 基本的な考え方を私からお話しをし、あとは担当課長から補足説明させる。学力については、よく秋田県が引き合いに出される。19年度から始まった全国学力・学習状況調査の結果を見ると、秋田県が非常に小中とも高いということが注目されている。そのことについて、秋田県教育委員会としての公式的な分析は、一つには、従来から秋田県はきめ細かな学力向上のための施策を行ってきた。それから、もう一つは、学校、家庭、地域の連携、これが上手くいっている。言うなれば家庭、地域がしっかりしている。そんなふうな見方を秋田県ではしているというふうに私どもでは理解している。それで、学力向上に向けては様々な対応、対策があり得るわけであり、正に学校で子ども達に対する指導をきちんとやるということは当然必要となるわけであるが、それに加えて、言うなれば対症療法に対して根治療法というか、個々の家庭での子ども達の生活の仕方、そのレベルからきちんと取り組みをして行くということも必要だろうと思っている。そういった、対症療法、根治療法の両方の側面での取組が必要だろうと思っており、子ども達が、まずしっかり家庭での生活習慣を身に付けるということに着目した取組を、これは以前からやっていたが、21年度もその観点で新たな事業を考えており、しっかり取り組んで行きたいと思っている。

それから、学校での学力向上に向けた生徒達への働きかけ、当然、これも必要なわけであるが、それについては、私どもとしては、小中学校を所管しているのは各市町村であるので、各市町村自らが地域の事情を踏まえてどういった取組を各学校でやればいいのか、子ども達が伸びるのかということ市町村自らしっかり考えてもらい、その中でなるほどと思われたものについては、県としても支援しましょうというふうな事業を21年度で考えているわけである。その具体的な事業展開については、担当課長から説明させたい。

義務教育課長 今回新たに立ち上げた市町村教育委員会学力向上パワーアップ支援事業について御説明する。趣旨については、いま教育長から説明があったが、児童生徒の学力の実態が一番分かるのは市町村であり、その市町村が独自に取り組む学力向上対策に対して県が財政的な支援をする事業である。予算額が約3百万円の事業で、だいたい6市町村ほどを予定している。議会で予算が認められたので、これから募集をして選定に入る。現在事前の調査をしているところであるが、地域学習教室を土曜日や日曜日、夏休み等に開設するとか、市町村で独自に学習習慣や生活習慣の見直しを図るためのフォーラム等を開催するとか、学力向上推進委員会を設置してその町の実態を踏まえた学力向上策を講じたいとか、市町村独自に学力テストを実施したいとか、様々な内容が出てきている。

佐々木委員 宮城県の一つの特徴は、地域差があることだと思う。各市町村それぞれが

頑張るといのはもちろん大事なことであるが、県教委の役割としてはその地域差というものが、ある程度把握できるところにるので、その地域差ができるだけ縮まるように、あるいは底上げが図れるような何が支援をするということも十分お願いしたいと思う。

小野寺委員 市町村との連携の話が出たので、そのことを最初お話ししたい。やはり県の施策を推進して行く時に児童生徒の身近にいる市町村教育委員会の主体性を大事にしながら問題意識とか、方策を共有して進めて行くことが私は施策の成果の鍵を握っているとずっと思っている。それで、この間、市町村との連携の進め方を見るとちょっと物足りないという気がする。むしろ私は建前よりも実践ではないかと思うところがある。それで、いわゆる市町村との連携を来年度はどう強化しようとしているのか。具体的にどういう手立てを講じて行くのかを教育長に一つ伺いたい。

それから、個別にかかわる事業ではなく、全体的なことについて、2点教育長に伺いたい。いま教育長から簡潔に21年度の施策のポイントについて説明があったが、要するに、これは来年度の教育行政の根幹にかかわる部分だと思っているので、それで、個別的なことは聞きたいことはあるが、それは後回しにして2点伺いたい。

1点目は、本年度の施策が国の動向とか、あるいは教育環境の変化とかを勘案しながら本年度の施策の検証とか、評価を基に出されてきていると思う。本年度は六つの柱があった。それを教育長の統括の下で進めてきたが、その施策がどの程度実現できたのか、どういうところがとどかなかったのかということの一つ伺いたい。総括的でよい。

それから、2点目であるが、これを見ると教育行政は非常に間口が広いが、基本方向の学校教育に特に注力するということを受けていると思うが、今年は学校教育を中心に四つの柱で構成されている。去年は六つ柱があった。何か、私の感じでは四つの柱は大事であるが、教育行政イコール学校教育行政という印象を持つようなところがあるが、それはともかくとして、いわゆる四つの柱は去年から継続しているのは三本である。新たに出ているのが生徒指導の部分である。四つの柱に重点化したということについて、要するに教育行政を統括する教育長として、そういうふうに重点化したことについて教育長の指針なり、あるいは強い意思なりが、私は決意があるのだと受けとめている。そのことについて伺いたい。

併せて、本年度の施策が、前向きな具体性のある独自性が出た施策かどうかを最初に伺いたい。

教 育 長 十分にお答えできるか分からないが、まず市町村との関係であるが、これは昨年の11月に、初めての試みだと思うが、県教育委員会と市町村教育委員会ですべて各教育委員まで出席していただいて意見交換会を実施した。問

題意識の共有を図るという意味では非常に有意義であったのではないかと
思っている。ああいった取組を21年度もぜひ継続的にやって行きたいと思っ
ている。それから、20年度の施策の総括ということであるが、これは実務
的には、21年度に入ってから、いわゆる行政評価という形で全般的な総括、
あるいは評価をやるということであり、いまの段階であまり具体的にどう評
価するかということについては、なかなか私としては話をしづらいところ
であるが、20年度は学力向上ということに力点を置いて取り組んできており、
その点では、実際にどの程度効果があったかということについては、21年
度の学力調査をやってみないとはいきり分らないことであるが、今後の
学力向上に向けた取組の取っ掛かりはできたのではないかと、そんなふ
うな、ごく大雑把な感想を現時点では持っている。

それから、21年度取組に関して私の思いがどう生きているのかとい
うことかと思うが、先ほど資料1で、特に21年度にこういうところに力点を
置いて取り組んで行きたいということをお話し申し上げたが、従来やってま
いった六つの柱、これはこれで、21年度以降もやって行くわけであるが、
どうしても総花的になってしまい焦点がぼけるということがあるので、その
六本の柱の中でも特にどういったところに力を置いてやって行こうとするの
かということを示したのが、この資料1である。これも学力向上とい
うことを真っ先に一つのポイントとして掲げて、それから、2番目にキャリア教育、
3番目に個々の児童生徒に応じた生徒指導の充実、それから、4番目に家庭
・地域・学校の連携ということをあげているわけであるが、具体的に学力向
上という辺りで成果を出したいなあという気持ちはあるが、これは先ほど佐
々木委員の御質問に対しても回答したが、学力向上と言った時に、やはり単
にペーパーテストの結果として現れてくるような、言うなれば知識の量だけ
が学力ではないであろうと思っており、その子ども達が生きていく上で本当
に力となるような学力、つまり、学ぼうとする意欲、あるいは探求心、そう
いったものを備えた学力をいかに身に付けるかということがポイントだろ
うと思っている。そのためには子ども達が自分の人生をどう生きようとする
のか、どういう人間を目指すのか、そういった人生の目的意識をきちんと持
って、そして勉強して行くという姿勢が必要だろうと思っている。そういった
人生の目的意識をしっかりと子ども達が持てるように働きかける、それが私
はキャリア教育だろうと思っており、この一番目の学力向上、そして二番目
のキャリア教育、そういった意味では相通ずる面があると、そこら辺が今後
の取組のポイントだと現時点では思っている。

小野寺委員 これからそういった点については、いろいろと意見交換しながら進めて行
かないといけないと思う。本年度の施策の評価、あるいは21年度の施策の
評価について、いま教育長が話されたのは、学力のことである。

いま教育長が話されたように私も学力について話をすれば、やはり学力を構成する要素はいろいろあるし、また、その学力というものは学校だけでは育たないと私は思う。そうした目的意識なり、そういう意欲なりが関連するから、この四つの柱は学力ということを頭に置けば、相関的に、構造的に捉えて推進していかなければいけないことだろうと思う。別個のものではない。それで、宮城で学力向上推進プログラムで三本の柱を掲げてやってきているわけで、そういう基本姿勢のもとに積み上げて行くという姿勢については基本的には賛同している。その方針については。それで、もう一つ学力向上について伺えば、先ほどの事業の中で基本的な生活習慣定着促進という長たらしいが、言っていることは分かるような気がする。これが学力形成の一つの大きな要因となっていると思う。そういう点に着目した点での新規事業だと思う。これは県単の事業であろう。この内容とか、期待する効果はどのようなことなのか。もう少し説明していただければ。

教育企画室長 内容であるが、学力の向上と基本的な生活習慣の定着ということはかなり関連性があるということが明らかとなっている。宮城県の場合については、前回調査の結果を見ると家庭での学習時間が短い、あるいは、テレビ、ゲームの時間が長いという問題が出てきているので、これまでも早寝・早起き・朝御飯の運動をやってきているが、学校等の中でまだ体制が整っていないということがあり、今回学校だけでなくPTAとか、企業等の民間を含めた形の協議会をつくり、その中でもう少し広くやって行きたいということである。やる内容としては会員並びに下部組織で普及啓発することと、あと広くいろいろな取組をやっていく団体があるので、そういった団体の顕彰も含めて広めてまいりたいと考えている。あともう一点は、学力の形成と基本的な生活習慣の形成について脳科学とか、栄養学との観点から、科学的に説明してもらってリーフレットをつくり、それを学校、あるいは保護者にお配りし、そのところをもう少し明らかにして普及を図って行くということを考えているところである。

委員長 この件については、やりだすともっと時間が必要となる。この21年度の方角については、ここでもう一回議論してやるということにはいかなくて、やはりこういう方向に進みながら問題を少しずつ固めて行く必要があると思う。

勅使瓦委員 やはり学力向上ということで、毎年、そういう言葉が出てくるが、具体的にいまお話しがあったように、いろいろな何々運動という、早寝・早起き・朝御飯とか、あと宮城県内では家庭学習時間が少ないというアンケートの結果が出たりしているが、それは各学校を通じたりとか、いろいろなメディアを通じたり、新聞を通じたりして各地域や保護者にきちんと伝わってはいないものの、じゃあ、その部分をどのように上げて行くのかというのを学校サイ

ドでの、それぞれの学力向上するという部分について、教育長が先ほどお話しされたとおり学力は勉強だけではない、確かに、それは十分理解できるが、じゃあ、具体的に学校として、それぞれの地域の学校であっても、市町村の学校であっても宮城県全体としてどの部分を目指すのかというのが教育に関してははっきり出てこない。数字で出すというのはなかなか難しいと思うが、ただ毎年いろいろな部分で施策を出すということは前年度までやってきたことの改善だったり、反省だと思う。ということは、あくまでも学力の全体の数字として、どこを目指すのかというのが、一番県民とか、保護者に対してははっきりとする部分だと思う。それが、言葉で何となくとすると、やってもやらなくても学校にも責任が無いし、地域や家庭にも責任が無いという形となってくるのだとずっと感じている。だから、ある程度何かをやると言った時に、当然我々一般企業でいろいろな品質改善でも、いろいろな生産量を上げるにしても、環境改善についても目標は何 P P M とか、何%というところをしっかりと出す。それをするためにどんなことをやったらよいのかというのをいろいろなことを考えてやって行くという、当然、生産量を上げるといった場合には、その生産性を何%上げるという具体的な数字を出してやって行く。そこについて具体的に達成したのか、達成しないのかというところで検証して行くこととなるが、どうも教育の部分については数字でなかなか表しにくいと言ったらよいのか、表したがないと言ったらよいのか、その辺のところをやはりある程度はっきりと打ち出すことが必要なのではないかという気がそろそろしている。確かに学力というのは勉強ができるだけでは確かにはないが、全体的な勉強の成績だけであれば、その成績のところの数字をぐっと上げれば、次の問題点が見えてくると思う。であるから、常に全体的な部分でいろいろな問題を常に考えざるを得なくて、あれもこれもそれもやらなければいけないという実態があるものだから、なかなかこう一つのところに集中してみんなでこの目標にしてやって行きましょうというのが、なかなか行かないという気がしてならない。であるから、どこかで、県が全体としてなかなか出しにくいという現実はあるであろうが、小中学校の部分については各市町村でおらほの町は宮城県一番を目指すというのが出てくれば一番良いのだと思う。そうすると県でも具体的にそこにはある程度支援はして行けるのだと思う。そういったこともそろそろ必要なのではないかと、まあそれは、それぞれの家庭や地域を動かすという意味でも必要なのではないかという気がしてならない。その辺のところを21年度直ぐにとはいかないのであろうが、どこかの場面で話し合いをして行く必要があるのだらうと感じている。例えば、5教科で480点とっている子どもは、やはり500点を目指したい。やはり満点を。今度は5教科で150点しかとっていない子どもは、やはり200点、250点をとりたいというのが本音である。そういっ

菅原次長

たところが成績でなかなか点数がとれない子どもも頑張れるような、とれる子どもも頑張れるような、そういった支援をしっかりと行く。それを数字として表して行くようなことができたなら分かりやすいというふうに思っている。その辺をぜひ検討して行く必要があるのではないかと思っている。

学力向上で20年度と21年度の施策の考え方、捉え方についていろいろと先ほどから御質問をいただいているところであるわけであるが、本年度は、基本的に学力向上というのは学校でやる、教員が45分なり、50分の中でどの程度子ども達に分かる授業が展開できるのかということが基本であろうということから、本年度は、義務教育課、あるいは事務所、それからセンター等々を通じて学校支援を年間を通じて個々個別の学校毎の課題に応じた課題解決ができるような仕組みをつくり、本年度ずっとやってきた。約50校ほどである。本年度の一年間の取組を通して各学校がそれぞれ自分達の子ども達、あるいは先生方の指導の課題がかなり明確になってきているので、ぜひともこの事業については、市町村教委も含めて継続と拡充をお願いしたいというふうな御要望があった。それから、教科の拡充という御要望もあった。そういった意味で、21年度は倍の学校数を対象に、その組織スタッフも増やして、21年度に向かおうと思っている。それから、もう一点は昨年度と本年度の学力向上に向けてのポイントは学校に直接手を差し伸べて先生方に力をつけて、自信を持たせて学力向上を図っていこうということできたわけであるが、いろいろなここ数年のデータ等々から、やはり学力向上というものの子ども達の学校の中での生活、それから家庭での生活、地域での生活、そういった生活全体での質の成果であろうと広く見て行く必要がある、その結果として、21年度、先ほどから教育長から、それから担当室長等々から御説明申し上げているが、子ども達の生活の仕方、基本的な生活習慣を学校でどういう学び方をするのか、家庭でどういった生活をするのが一番良いのか、そういったところまで手を差し伸べて行く必要があるだろうということ、20年度よりももう少し学力向上に向けて視野、裾野を広げてやって行く必要があるだろうと。さらに、推進役というか、やはり、それをぐいぐいと推進して行くのは市町村教委であろうということ、先ほどから地域差のこともあった。それから、学校の目標、地教委の目標等々をもっと明確にして行き、それを目指してやって行くという御意見、御指摘もあったが、そういったことも含めて地教委、学校で、現時点でいろいろな目標を立てていま取り組んでいるが、もう少しそういったところを明確にして強力に進めて行くということであれば、市町村教委も、やはり県教委として手を差し伸べて行く必要があるだろうということ、義務教育課所管事業となるが、市町村教委に対して一定程度の資金的な応援もしつつ、あるいは持っている人的な支援もしながら強力に市町村教委を数は限定だが、モデル的に進めて行こう

というふうな、併せて、一番下のほうに書いている小中学校の外部人材、先生方に個々に力をつけていただいているが、やはり先生方を授業に向かうような環境整備も必要だろうということで国の事業等々も使いながら先生方が授業に取り組む環境整備を外部人材を活用しながら進めて行こうということ、を20年度に増して各自進めて行きたいというふうなことで、20年度の学力向上策からするとかなり20年度がピンポイントだったものに対して、21年度は裾野を広げて、基盤を固めて、ずっと申し上げてきた学校、地域、家庭が一体となって広く取り組んで行こうというふうな基本的な考え方と方向で21年度は学力向上に向かって行く必要があるというふうに思っている。

小野寺委員 総括的にはそういう話だと私も思う。私が先ほど言ったのは、建前よりも実践だと、百の議論よりも実践だというのは、要するに学力向上がテーマにいまこの場でなっているが、やはり、私は学力向上推進プログラムをやってきて、例えば、いま次長が話された学校に支援するやり方、あれは現場の意見を聞くと大変効果的だと言っている。それを拡充したり、あるいは教科を国語まで広げるといふことには私は大いに賛成している。ただ、やはりポイントとなるのは市町村との連携である。ここを具体的にどうやって行くかだと思ふ。それで、学力向上をテーマに去年の秋にやった。あれは、県の意気込みを感じたという声を聞いている。だからああいう形でもっと大きく、続けてやって行く必要があると思ふ。あれが単発だったら私は意味が無いと思ふので、どうか早い段階で、ああいうものをやるし、日常的に市町村との連携がどうあったらよいのかをきちんと総括して新たな手立てを講じるなり、あるいはいままでの手立てを深めるとか、拡げるといふことが私は必要だと思ふ。意見として申し上げた。

教 育 長 先ほど勅使瓦委員から御発言のあった明確な目標を設定して取り組むべきであるという内容の御指摘だと思ふが、県でも、市町村でも、確かに、県であれば全国第何位を目指す、市町村は県内第何位を目指す、非常に分かりやすい目標ではあるが、そういう具体的な数字を挙げることとなると、その順位がどうかという表層的な面だけに流れてしまうのではないかという感じがしている。やはり、原則的には全国学力調査の結果を踏まえて、各市町村の実状に応じて具体的にどう学校改善、授業改善に取り組むのかという努力を各学校と市町村でしっかりやってもらい、様々な角度からの対応は必要だろうと思ふが、そういう重層的な努力の結果に自ずから順位は付いてくるのではないかと私は思っている。ただ、具体的な数値を挙げないことが、往々にして努力をしないことの言い訳になってしまうこともなきにしもあらずだと思ふので、そうならないように、やはり実効的な努力をして行くということで、我々も市町村と十分連携を図りながらやって行きたいと思ふ。

委員長 随分時間が過ぎてしまったが、私も一言だけ言わせていただくと、学力というものは結果的には生きていく時の非常に重要な力なわけである。生きていく力、あるいは、その生きていく力というものは、多分、本人ばかりではなく、いろいろと変化して行く時代の中で、その時代の要請を踏まえて、どう変えていったらよいのか、自分はどう対処して行かなければいけないかということをも身に付けて行くための非常にベーシックなものだろうというふうにいる。そこで一番大切なのは、多分、ハングリーな気持ちと向上修成心というか、もっと上を狙おうというその気持ちだと思う。学校側からアプローチして、そういうものを植え付けて行こうというのは、一つそれは大変有効であるが、やはり地域がどれだけハングリーな気持ちを持っていて、その地域の向上みたいなものに取り組んでいるみたいなものは非常に影響して行くのだろうという気がする。そういう意味では、家庭、地域、学校が協働したという話は大変大きなウェイトを持つだろう。それを具体的にどうするのかということがかなり問われていて、この学力向上に向けた学校支援というものの中にも基本的な生活習慣定着というものがあって、これもまた学校でやるべきなのか、地域とどう連携をとってやるべきなのか。それから、教育委員会はどうしても学校側から地域を捉まえるけれども、教育委員会というものから市町村の子どもに働きかけて行く、それに我々がどう連携するかといった辺りの施策がとても重要なのかなあというふうにいる。それで、いたるところで子どもにドリルみたいなのをやらせてしまうと、時にはやる気が育つ子どももいるが、駄目になってしまう子どももいるわけだから、適度に隙間があって自分を解放できたりなんかすることを行ったり来たりしながらやる気をどんどん強めて行くというのをどうやってつくるのかというような、そのために、今年はやつの良いところは地域に働きかけるというのを、具体策が先ほど説明があったが、各教育委員会から出てくる施策を吟味して、そして本当に面白そうなところに実際にお金をあげるなり、動きをつくるなりをやってみて、それを任せるだけではなく我々もできることは汗をかいて、そして何かこういうふうになれば具体的な成果が出てくるというのを目に見えるようにして行くことがとても大切だと思う。僕は小野寺委員が発言していることはよく分かる。多少歯がゆいなあという思いがちょっとあって、そういう意味ではぜひこの枠組みの中で良いところを伸ばして行く仕組みを検討していただきたいと思う。大きな枠組みとしてはこうなのであるが、小野寺委員が発言しているのは、全体的な視点からどういうことをしようとしているのかという、非常にコンセプトを最初にしっかり教育長に発言してほしいというような雰囲気だと思うが、それは我々ももっと議論してその辺を固めて行かないといけないかなあと思う。そういう意味でこれはそれを進める一つの大きな方針ということで、これをもっと具体的に叩きながら良いもの

にして行くというようなことぐらいで今回は御了承していただくことでよい
か。いろいろあるかと思うが、今日は内容を見ると山ほどあり、これにばかり
かかっているから、次に進めさせていただく。

(2) 共学化に係る請願への対応について(その1)

(説明：教育長)

本年2月12日付で、未来の仙台圏を支える児童の父母の会代表・村上良信氏から県立
高校に関する請願が提出されている。その内容及びその請願についての事務局としての考
え方を御説明申し上げる。

資料は、1ページ及び2ページとなる。

村上氏は、これまでも共学化に関する3件の請願を提出している。

今回の請願の趣旨は、仙台一高と第三女子高については平成22年度からの共学化実施
を見直さなければならない理由があり、その問題が解決するまで実施を延期するよう求め
るものである。

その理由としては、この2校の生徒や同窓生等が共学化に反対していること、既に共学
化した高校においていろいろな問題点が生じていること、2月5日の臨時教育委員会の採
決に瑕疵があることの3点をあげている。

先の臨時教育委員会においては、県民から寄せられた様々な御意見や見直した場合の影
響等を総合的に勘案した上で、これまでの方針通り共学化を実施すること、併せて、現在
の高校教育改革の取組について、その施策としての合理性、有効性などを多角的観点から
検証し、施策の改善や計画立案に反映していくことを確認したところである。

この方針については、教育委員がそれぞれの考えを自由に表明し、十分に検討した上で、
決定したもので、手続きとして特段の瑕疵はなかったものと認識している。したがって、
本請願については、先に確認した共学化の方針を、その検証の考え方と併せて請願者に回
答することで対応したいと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質疑)

佐々木委員 2ページの最後のところに教育長の立場について述べられている部分があ
るようだが、教育長の教育委員会での立場というものについて一応伺ってお
きたい。教育長は事務局の総意を代表するだけの立場なのか。それとも教育
委員会の一メンバーとして、個人として教育委員会のメンバーとなっている
のか。何かその辺がかなり曖昧であったか、あるいは、もちろん教育長が個
人としていろいろな考えを持ち、またいろいろな考えを変えられる、いろい
ろな判断をされるということは個人としては全然問題無いことであると考え
ている。けれども、教育長の立場、教育長がこの教育委員会でいったいどう
いう立場にあるのかということについては、かなり問題があるのかなあとい
うふうな印象を持ったので、その辺をちょっと確認しておきたいと思う。教

育長は教育委員会の6人のメンバーであるというふうにかがっているが、教育長は教育委員会の一人のメンバーなのか。それとも、一人というのはこちらにいる教育庁の職員全体の中の一人と表現している抽象的な委員なのかを伺いたい。

教 育 長 教育長というのは、教育委員の中から選出されるという形になっているから、要するに事務局の責任者たる教育長としての一面、それから、一教育委員としての考え方の両面があるのだろうと思う。建前論からいけば教育長としての考え方と、一教育委員としての考え方というのは本来的には一致しているべきであろうと思う。現実には、私も99%は一致をしている。ただ、たまたま1月の教育委員会で議論された共学化の問題に関しては、その一致していない部分であった。加えてその時点で採決が行われたわけである。採決というのは、6人の教育委員で決を採るということであり、その場面においては私も一票を持っているので、他の教育委員と同じ位置に立つということだと思う。通常の仕事をして行くに当たっては、教育委員としての考え方と教育長としての考え方とにずれがあってもそれを一致させるべく努力をして仕事をしていくというのが、あるべき姿だと思う。ただ、たまたま採決の場面になれば、その委員としての考え方と教育長としての考え方との間にずれが生じる可能性がまったく無いとは言えないことである。であるから、通常こういった形で議案の説明をし、教育長としての仕事を行っていく場面と、何かどうしても必要があって採決を行う場面とは区別して考える必要があると思う。

佐々木委員 私自身も一人の教育委員として任命されて、ここで私の個人的な意見を申し上げることをある程度認められていると思う。そのことによって私自身が個人的に何か多くのついでしょを受けたり、あるいは何か自分の生活に損傷を受けたりするようなことがあってはならないというふうに考えている。そのように、自分の個人の意見を自由に述べる程度認められている立場だと思う。当然、教育長も、この教育委員会のメンバーの一人であるならば、それは当然だと思う。そして、いまのお話からすれば教育長は事務局の代表者でもあるけれども、一方では、一人の教育委員だというふうに御説明されたので、その意見が一致しない場合もあると思う。そこまでは正しいですね。

教 育 長 一致していない場合はある得ると思う。

佐々木委員 それでは、なぜ教育長は、その結果というか、その意見を表明したことによって自分の給料を返還するという行為をしなければならないのであろうか。私自身がここで意見を述べたということによって自分の生活の資を減らさなければならないとか、あるいは自分の別な行動を制限しなければならないということとは、大変心配なことだと思う。教育長はなぜそのようなこ

とをしなければならないのか。

教 育 長 先ほど申し上げたが、1月の委員会では、採決が行われたわけである。採決の場面においては、委員会会議規則でルールが決まっている。そのルールからいけば私が棄権したということは、その規則にてらして適切な行動ではなかったというふうに考えざるをえないわけである。私が棄権したということと、その時点で事務局の提案が認められなかったということとストレートに結びつくものではないが、教育長、つまり事務局の責任者たる立場の人間が棄権をしたと、つまり明確に共学化に向けての意思を示さなかった、そのことがいろんな意味で学校関係者に迷惑、心配をかけたということはやはりあるだろうと思う。したがって、くり返しとなるが委員会規則に反した対応をしたということと、一委員とはいいながら教育長という立場の人間が共学化に向けた明確な意思を示さなかったということが学校現場に与えた影響、その二点を捉えて私としてはこのままではいけないだろうと思ったわけである。

佐々木委員 では、今後の問題として、棄権をすることは教育委員会では許されない。それは自分の生活の資をかけてすべきことである。賛否の意見を言うことは当然である。そしてまた、教育長という立場のものは、教育庁の事務方の意見と違う意見を述べることはあり得る。そして、そのことについて減俸されるようなことはない。そういうことでよろしいですね。

教 育 長 御質問の意味が理解できないので、もう一度お願いしたい。

佐々木委員 要するに、教育長は自分が棄権したということについて責任があり、その結果、教育関係者の方にいろいろ混乱を起こしたということであって、その時に意見をきちんと述べていれば、そういうことがなかったのだということ、要するに自分のお給料を返還するようなことはないというふうに考えられていたので、棄権をするということが規則に反したことでであると発言されている。であるから、今後、この教育委員会で棄権という立場をとるということは、自分のお給料を返還するような重大な意見表示であるということになるわけですね。

教 育 長 会議規則で、採決の場合に席にある委員は棄権できないと規定されているので、その規定がある以上、それに反した行動をとるわけにはいかないということだと思う。

(2) 共学化に係る請願への対応について(その2)

(説明：教育長)

本年2月12日付で仙台一高一律共学化断固反対委員会委員長及び第三女子高生徒有志会代表からの一律共学化に関する請願書が提出されたので、その内容及びこの請願の取扱いについての事務局としての考え方を御説明申し上げます。

資料は、3ページから6ページまでとなる。

請願の趣旨は、教育委員による説明会の開催、及び納得のいく説明が行われるまで共学化の停止を求めるものである。

各種の教育施策の実施にあたっては、県民の御理解をいただくことは大変重要と考えており、事務局としては、可能な限り、そうした努力をすべきものと考えているが、一方で、合議体としての意思決定機関である教育委員会の本来のあり方からすれば、個々の委員に対して政策決定のプロセスについて説明を求めることは、請願にはなじまないものと認識している。

また、先の臨時教育委員会で共学化の方針等を確認したことについては、村上氏の請願への対応方針の説明の際に御説明した通りである。

したがって、本請願については、教育委員による説明会の開催は予定していないこと、及び先に確認された共学化の方針や教育施策の検証の方向性を請願者へ回答することで対応したいと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

佐々木委員 個人の委員についての説明を求めるということについては、また別問題として、やはり、これから共学化が決まっている高校、進められている高校の在校生、卒業生、そしてPTAの方々が納得できるように説明の機会ということ、これからも持つことはぜひお願いしたい。その個人が言ったことということは別として、その理解を得るという姿勢をぜひ失わないでいただきたいと思う。

教 育 長 いま御指摘の点については、できるだけ努力はしなければならないと思っている。

小野寺委員 いまの教育長の説明は妥当ではないかと思う。2月5日の臨時会において従来の計画どおり来年度までに完全実施するという。それから、将来構想の四つの視点に基づいて検証して行くという決定に基づいて対応して行くことが、私は基本的なスタンスだと思っている。それで、二点ほどお願いしたい。共学化に伴って生じている問題点に対処して行くことを含めて、共学化の環境の充実、あるいは、共学化というものを土台にした魅力ある高校づくり、あるいは、そのことを高校改革につなげて行くという視点をどうか現場と共有して進めていただきたいということと、もう一つは、これからの対象校があるわけだが、それらの学校がスムーズに移行できるような行政としてのサポートである。どうか、もうちょっと踏み込んで言えば、しこりを残さないような在り方は行政としてやはりその辺りもきちんとサポートして行く必要があるのかなあということである。

教 育 長 いまの御指摘については、当然、各学校の実状に応じて極力不整合な点が起きないように努力していかなければならないと思う。

委員長 教育委員会は、先にあのような決定をしたわけであるから、僕は、納得するかどうかは別であるが、しっかり、なぜそうしたのかということ、まるまるそうしたほうがよいと言ったのではなく、いろいろな問題意識を持ちながら判断をしたことであるので、ちゃんと説明して行く責任は我々にはあるであろうと思っているので、もしそういう場が起きたら、私は出席して説明をさせていただきたいと思っている。

9 専決処分報告

(1) 第322回宮城県議会議案(追加提出分)に対する意見について

(説明：教育長)

「第322回宮城県議会議案(追加提出分)に対する意見について」御説明申し上げます。資料は、1ページから3ページまでとなる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、平成21年2月18日付けで、知事から意見を求められたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により平成21年2月20日付けで専決処分し、同日異議のない旨の意見を申し出たことを報告するものである。

3ページの平成20年度2月補正予算案の概要を御覧願いたい。

教育委員会関係の2月補正予算案の主な内容であるが、増額補正分としては、自然の家の施設整備を推進する事業などの国の第二次補正予算で措置された交付金を活用する事業において所要の額を計上している。

減額補正分としては、給与支給対象者の減による人件費の減額を計上しているほか、多くの事務事業で減額計上している。これらは事業の見直しや経費節減に努めた結果、予算に残額が生じたものであり、総額として27億30万1千円を減額計上している。

次に、繰越明許費であるが、高等学校建設事業等について、所要の額を計上している。繰り越しの要因としては、校舎等の改築工事において、地盤調査時に想定できなかった地質であることが明らかになり、改良工事等に不測の日数を要したことなどである。

次に、債務負担行為であるが、県立高等学校及び特別支援学校の仮設校舎賃借について、平成21年度までに必要な範囲内で施行ができるよう設定するものである。

本補正予算については、平成21年度当初予算案とともに本日付けて可決、成立したことを申し伝えておきたい。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って)了承。

(2) 教育功績者表彰について

委員長 委員全員に諮った上で、専決処分報告(2)については、非開示情報が含まれる事項のため、その審議については秘密会とする旨決定。

会議録は別紙のとおり(秘密会のため公開しない)。

10 議 事

第1号議案 教育功績者表彰について

第2号議案 宮城県指導力不足等教員審査委員会委員の人事について

第3号議案 平成21年度教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について

第4号議案 宮城県美術館協議会美術品収集専門部会委員の人事について

第5号議案 職員の人事について

委員長 委員全員に諮った上で、第1号議案から第5号議案までについては、非開示情報が含まれる事項のため、その審議については秘密会とする旨決定。
会議録は別紙のとおり（秘密会のため公開しない）。

第6号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

（説明：教育長）

「宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について」御説明申し上げます。

資料は、26ページから35ページまでとなる。

まず、32ページ以降の新旧対照表を御覧願いたい。

今回の改正の内容であるが、全部で5点ある。

1点目は、平成21年4月1日から、学校教育法に基づく副校長及び主幹教諭の職を設置することに伴い、第6条、第28条及び第28条の2を改正するものである。

2点目は、総務課で所管している事務職員、技術職員及び技能労務職員に係る研修について、これまで総務課の分掌事務に明文化されていなかったことから、第8条を改正するものである。

この改正に併せて、教職員課の分掌事務についても所要の改正を行うものである。

3点目は、平成18年8月25日に、蔵王自然の家で管理していた教職員宿舍用財産の全てを県総務部に管理換えしていたことから、第20条を改正するものである。

4点目は、「県立学校条例」が改正され、本年4月1日から特別支援学校の名称が変更となることに伴い、第26条及び第27条を改正するものである。

具体的には、特別支援学校の個別名称である「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「視覚支援学校、聴覚支援学校及び支援学校」に改めるものである。

最後に5点目である。この3月末で閉校となる「宮城県農業高等学校秋保校」及び「宮城県黒川高等学校大郷校」について、第27条の表から削除するものである。

なお、この規則の施行期日は、平成21年4月1日とするものである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

（質疑なし）

委員長 （委員全員に諮って）可決。

第7号議案 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について

（説明：教育長）

「教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について」御説明申し上げます。
資料は、36ページから39ページまでとなる。

今回の改正は、教育委員会がその権限に属する事務のうち、教育長に委任する事務から除く事務や教育長が専決することのできる事務等を規定する「教育長に対する事務の委任等に関する規則」について規定の整理を行い、事務処理の明確化及び効率化を図ろうとするものである。

本議案の内容であるが、資料の39ページの新旧対照表を御覧願いたい。

まず、「分限休職に関する規定の整理」についてであるが、教育庁の職員、学校等の教職員及び県費負担教職員の任免、分限及び懲戒を行うことは、第1条第1項第8号の規定により、教育長に委任する事務から除かれている。

このうち、分限休職は、医師の診断書等に基づいて定型的に行われる処分であり、裁量の余地も小さいものであることから、教育長が専決することができる事務として、第2条第1項第2号として加え、その処理の効率化を図ろうとするものである。

次に、「訴訟に関する規定の整理」については、第1条第1項第19号の規定により、訴えの提起及びその取下げ並びに和解を行うことを除き、訟務に関することは、教育長に委任されている。

そのため、現に有する訴訟に関する権限に相当する規定の整理を行い、教育長が専決することのできる事務として、第2条第1項第7号を加え、事務の明確化と処理の効率化を図るものである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

第8号議案 県費負担教職員の任免等の内申に関する規則の一部改正について

(説明：教育長)

「県費負担教職員の任免等の内申に関する規則の一部改正について」御説明申し上げます。
資料は、40ページから45ページまでとなる。

資料の42ページの新旧対照表を御覧願いたい。

本年4月1日に「職員の給与に関する条例」の一部が改正され、「教育職給料表(三)」が「教育職給料表(二)」に改正されることに伴い、「県費負担教職員の任免等の内申に関する規則」を一部改正するものである。

なお、この規則は、平成21年4月1日から施行するものである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

第9号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正について

(説明：教育長)

「宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正について」御説明申し上げます。

資料は、46ページから51ページまでとなる。

資料の49ページの新旧対照表を御覧願いたい。

この規則は、職員等の旅費に関する条例に基づき、教育委員会に属する職員等の旅費の支給について必要な事項を定めている。

職員等の旅費に関する条例では旅費の支給対象を行政職給料表の級により規定しているが、宮城県教育委員会に属する職員で行政職給料表以外の給料表が適用されるものに対しては、本規則の別表において定められるそれぞれの給料表の級に相当する行政職給料表の級により職員等の旅費に関する条例を適用することとなっている。

この度の議会において職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等が可決されたことにより、職員の給与に関する条例において、教育職給料表に本年4月1日から新たな職として設置される主幹教諭に適用する特2級を設けること並びに宮城大学の独立行政法人化に伴う教育職給料表(一)の廃止及びそれに伴う教育職給料表の名称の変更、具体的に申し上げますと、従来の「教育職給料表(二)」が「教育職給料表(一)」になり、「教育職給料表(三)」が「教育職給料表(二)」に改正されることとなった。

これらの改正により、本規則の別表において教育職給料表(一)及び教育職給料表(二)において特2級を規定すること並びに教育職給料表の項の一部の削除及び名称の変更が必要となったことから、規則の改正を行うものである。

なお、改正後の規則は、職員の給与に関する条例の改正と併せて本年4月1日から施行することとしている。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

第10号議案 教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則について

(説明：教育長)

「教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則について」御説明申し上げます。

資料は、52ページから65ページまでとなる。

平成19年の教育職員免許法の一部改正により、来年度から教育職員の免許更新制が導入される。本規則は、免許状更新講習を受講できる者、免許状更新講習の受講義務がある者、免許状更新講習の免除対象者のうち法令により免許管理者である県教育委員会が定めることとされている者及び更新の手続きなどについて定めるものである。

免許状更新講習を受講できる者等について、学校現場で児童生徒に直接教授する教育職員や校長・教頭については法令で定められているが、指導主事・管理主事など、学校から教育委員会事務局等の行政機関に転用している職員や学校法人の理事などについては、各

都道府県の実状を勘案し、県教育委員会がその職を定めることとされていることから、今回提案しているものである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質 疑)

小野寺委員 もう少し分かりやすく説明願いたい。

教職員課長 それでは補足の説明をさせていただく。先ほど教育長からの説明にあったとおり、平成19年に教育職員免許法の改正があり、本年4月から教員免許の更新制が施行されることとなっている。基本的には、今後新たに授与される教育職員免許状については、10年間の有効期間が付されるとともに、その更新にあたっては、30時間以上の講習を受講する義務が付された。それから、既に旧免許状を持っている方々については、基本的には、学校で教員として仕事を続けていただくためには、免許状に有効期限は付されることはないわけであるが、やはり同様に、10年毎に更新講習を受講していただく必要が生じたわけである。基本的にどのような方々について、その更新講習の受講を認めるか、あるいは、義務を課すか等々については、骨格については法令で国のほうで定めがあるわけであり、免許状を既にお持ちの方々すべてを受講を認めるということとなると、実際にはまったく教育の職に就いていない方で免許状を持っている方は全国で多数いるので、更新講習の量を十分に確保することはできないという事情もあり、基本的に、いわゆるペーパーティーチャーというような方については受講を認めないという制度設計となっている。そういったことで現在現職の教員として働いている方については受講ができるわけであるが、ただ学校現場で業務を教育職員としてやっっているながら、例えば、教育委員会に一時行政職として働いているような職員というものも多数いるわけである。そういった方々について、教育委員会で学校教育や社会教育に関する指導的な業務を行っている方々についても、やはり受講の対象の範囲に含めなければ失効してしまい、学校現場に戻れないという不都合が生じてくるので、その具体的な範囲、いろんな官職名等々については、各都道府県毎に違っており、どこまでの範囲を認めるべきかということについては、免許管理者である都道府県教育委員会のほうで定めるという法令の規定があり、今回の規則の上程をさせていただいているところである。

小野寺委員 要するに、免許の更新講習を受講できるのは、こういうことだと決めたということか。

教職員課長 更新講習を受講できる者、受講する義務が課せられる者、それから、学校教育、社会教育に関して教員に対して指導的な業務を行っている方等については、免除の制度がある。その三つの範囲を定めるのが主な内容となっている。それと、併せて実際の更新手続きの部分について新たに定める必要があ

るので、その辺りも同じ規則の中に盛り込んでいるところである。

櫻井委員 一つだけ教えていただきたい。更新講習を受けるのは、自分の勤務時間内に行うのか。それとも、夏休みとか、自分の休暇を使ってするものなのか。

教職員課長 更新講習については、基本的には教員養成を行っている大学で講習が開講されるわけである。その講習の開設の時期については、それぞれの大学の判断に最終的にはなるわけであるが、国における制度設計の中でも、当然、現職で仕事を持ちながら受講する方が多数いるわけであるので、仕事に支障が出ないということで、やはり長期休業中の開設ということ強く各大学に国においても働きかけがあるので、基本的に夏休み等の長期休業中、あるいは週末といった勤務にあまり支障が出ないところになるかと思う。長期休業中であっても、当然、平日は勤務時間中であるので、その際に講習を受講しても学校の校務に支障が無い場合は職務専念義務の免除というような手続をとって、講習受講が円滑にできるような対応を教育委員会のほうでもとらせていただくということである。

櫻井委員 そうすると、自分のまったく純粋な休みを使ってやるのではなく、仕事の一部として有給で受けられるのか。

教職員課長 週末等々で勤務時間外に受講した場合は、当然、その職務との関連が生じないわけであるが、勤務時間中であっても必ずすべての場合が認められるというわけではなく、当然、校務の状況等の関係があるので、そのような条件はあるが、職務専念義務の免除の手続をとることによって勤務時間中でも受講ができるような配慮をするということである。ただ、教員免許については原則としては個人の資格という位置付けになっているので、更新講習の受講は公務という位置付けにはなっていない。

櫻井委員 なぜこんなにしつこく言っているのかというと、土日に学校が休みになって、さらに先生方の研修会であるとか、模範授業であるとか、何とか研究会のために授業が自習になるということが結構ある。この制度が始まったがために子ども達の現場に影響を及ぼさないで欲しいということがとても大事なことだと思うし、やはり自己研鑽に努めるためには、どこの職務だろうがやはり自分のプライベートな時間を使って学ぶわけなので、その方針というものを変えないでいただきたいと思う。

教職員課長 先ほども申し上げたように、やはり、当然、職務に必要な資格ではあるが、その資格を有しているということを前提に採用もしているところであり、更新のための講習の受講であっても、そういった関連は個人の資格に係るものとしてやっていただくのが大前提である。委員御指摘のとおり、当然本務のきちんとした仕事をやっていただくということが大前提であるので、そこに支障が無いという範囲で初めて職務専念義務の免除が許可されるものと考えている。運用の点でもしっかりとやって行きたいと思っているし、また、

一方で教員免許の更新にあたって職員の方々が円滑にやっていけるような支援というものは県教委としても十分に今後配慮して行きたいと考えている。

小野寺委員 私は櫻井委員とニュアンスがちょっと違うかもしれないが、来年度はこの制度が本格実施されるが、私はこの制度は非常に疑問が多い制度だと思っている。いわゆる資質向上が目的であれば、いまの研修事業を充実させればよいと思うところが沢山あるのだが、この制度というのは、やはり個人の資格と言えそうなのだが、いまの教員はかなり心理的な負担感を私は与えると思う。それで、週末とか、長期休業を使えばという話のだが、実際に現場は週末だって部活をやっているし、長期休業もいろいろな仕事はある。だから、そういう実態を踏まえて、いま課長が最後に発言されたが、円滑に実施できるように配慮したいと、そういう配慮は私は大事ではないかと思う。それから、もう一つ、今年度に試行をやっているわけである。何か試行をやって問題点とか、課題が出ていないのか。あるいは、地方にいる人間が、例えば、受講しやすいシステムとかも含めて何か問題が出ていないのか。それから、もう一つ、先ほど研修制度のことを言ったが、いわゆる初任研、5年研、10年研とある。特に10年研と免許更新の年度が重なり合う場合が考えられるであろう。そうした場合に、本当に授業をやって、免許更新をやって、10年研がやれるのか。私はこれはやはり10年研と免許更新制の屋上屋を重ねるようなところがあるのではないかと考えている。だから、例えば、10年研は法定研修である。その免許更新の、例えば単位というのか、そういうものが、10年研に充当できるとか、そういう検討が必要ではないか。どうであろうか伺いたい。

教職員課長 10年研との関係であるとか、あるいは教員に対する配慮についてのお尋ねがあった。円滑にこの制度が実施できるようにということでの学校職員に対する支援は様々な部分があり、一つは、先ほど申し上げたような職務との関連の制度を整えるというところもある。また、昨年、全県の私立学校も含めたすべての学校職員に対して、この制度が十分な理解が図られるようにということで、数回にわたって全県に対する説明会も県教委で開催している。また、10年研との関係で申し上げますと、国のほうからも10年研の期間と免許更新制の更新講習に係る期間との関係を踏まえて、10年研の研修期間の調整ということもありうるというような考えも示されており、県教委においても、10年研の日数の調整ということも考えたところである。当然、それを修了してきちんと確認されなければいけないという、そういった意味でのプレッシャーというか、そういう研修とはまた別の意識に影響するものはあるのかもしれないが、実際の時間的な負担ということについては、学校職員の負担が増大しないような形で導入できる配慮がかなりできているのではないかと考えている。それから、今年度に試行という形で更新講習の先行

的な実施が一部の大学において行われたところである。そこで、こういった問題、課題が考えられるのかというところであるが、やはり私どものほうで考えているのは、試行であったので、必ずしも毎年度県内で受講を必要とされる方の人数に比して十分な数の講座が20年度において開設されたというわけでは当然ないわけであり、その点でかなり申込みが沢山集まり、その結果、今年受講したかったが、いっぱいできなかつたという方もいたとうかがっている。県としても県内の各大学に対して積極的な更新講習の講座開設を配慮いただきたいということで、要請、お願いを昨年からやっているところである。まだすべての大学で国の講習の認可が下りている段階ではないわけであるが、当然、昨年開設された数よりももっと多い、かつ種類としてもバリエーションにとんだ講習が開設される見込みだと考えている。講習の関係については、大学のほうで開設し、実施をして行くというところであるが、県教委としても十分に大学と連絡を取りながら、円滑な制度移行に向けて努力をしたいと考えているところである。

勅使瓦委員 先ほどの櫻井委員の質問の続きの部分であるが、講習について、学校の規模とか、上司の校長先生とかの違いで平等性が確保されるのかなあと、その講習の期間とか、有給休暇とか、校務の一部を使うとかについての平等性の確保がどうなのかということが一つと、あとは、いま現時点でペーパー免許というか、免許は持っているが、先生はやっていない方の講習が基本的にはできないということであったが、例えば、普通の企業に既に勤められた方で、40歳ぐらいで新たな先生を目指したいという場合には、そうなると受験資格すら無いわけである。そうなってきた時というか、あらたに先生を目指そうとする方への対応とか、その辺についてはどういうふうになるのか。

教職員課長 職務専念義務免除の制度を活用して受講していただくという場合についてのお尋ねであるが、当然、制度の趣旨に則った適切な運用をやっていただく必要があるわけで、その点も含めて免許更新制については、非常に学校の教職員にとって重要な問題であるので、県としても学校教職員に対する説明を重点的に行っているところであり、受講に際してのいろいろな管理職としての配慮の必要性、あるいは、その制度の適切な運用の在り方というものについては十分に説明はしているつもりである。ただ、当然、学校によって学校の校務の状況、あるいは、それに対応するために必要な職員の状況等は千差万別であり、最終的にはそういった状況を踏まえながら校務に対しての支障の有無ということも管理職が適切に判断することとやっていただく必要があるので、十分にその辺りを周知してまいりたいと思う。

それから、いわゆるペーパーティーチャーというような位置付けの方であるが、免許状の更新講習を受講できる方として、現職は当然として、今回規則に掲げている方以外に教員採用に内定されいている方であるとか。あるいは

は、過去に教員をした経験があって今後再び教壇に立つという可能性も高いわけであるが、あるいは、講師の希望を教育委員会に行い、任用の希望リストに登載されている方とか、そういった方々も受講ができるような形となっているので、そういう制度も使いながら教育に対する意欲を持った方については、十分に対応して行きたいと考えている。

委員長 （委員全員に諮って）可決。

第11号議案 教育職員の免許状に関する規則の一部改正について

（説明：教育長）

「教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則について」御説明申し上げます。

資料は、66ページから78ページまでとなる。

教育職員の免許更新制の導入に伴う教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の一部改正に伴い、関連する条項や用語の整理を行うものである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

（質疑）

佐々木委員 実は私もペーパーティーチャーである。中学、高校の教職免許をいただいている。ちょっと心配になっていたのだが。やはり、これからの時代は寿命が延びる。例えば、教職の免許をとられて、一般の仕事をされて、それから、場合によっては定年退職をされたような方達が沢山の優秀な能力を持たれて、まだまだ意欲も沢山ある方達を、いかに、この能力とか、意欲を活かして行くかということはこれからすごく大事な課題になってくると思う。であるから、そういう方達が、教職免許を持っているということを活かして、再教育なりを受けて、何等かの形で教育にかかわって行きたいという人達がこれから出る可能性は十分にあると思う。そういう可能性というものが、これから条文の改正をして、そういう方達を受け入れていくということは可能なのかもしれないが、そういう人達の、別に教育の場だけじゃないかもしれないが、教職という場でも、やはりそういう社会的な経験をされた方の人材活用というのはすごく大事な部分ではないかなと思うので、将来的にそういう方達が、やはり子ども達の教育なり、未来の宮城県の教育に何等かの貢献をしたいという場合の余地を残して、そういう可能性をちゃんと開いておくということは、これからもっと必要になるのではないかというか、その辺は大丈夫なのであろうか。

教職員課長 今回、先ほどの10号議案のほうで御審議いただいた件については、免許管理者である県教委で定めるということであるが、すべて県教委の裁量で定めるということではなく、ある程度基本的な範囲が国の法令等々で示された中で、具体的な範囲を示して行くということである。一方、佐々木委員から御指摘いただいたいろんな経験をされてこられた方が学校教育に対して

いる協力いただけるような制度の仕組みという御指摘だと思うが、そういった点については、従来からも、仮に教員免許を持っていない方であっても、教科の一部の部分について、いろんなニーズであるとか、知見というものを学校教育のほうに活かしていただく特別非常勤講師制度というものがあり、そういった制度を利用しながら、直ぐいろんな形で学校教育に参画していただけることが動いているので、そちらのほうの制度も十分活用しながら、いろんな人材に支えていただきながら学校教育の充実ということを図って行くことも重要な観点かと考えている。

佐々木委員　もう一つよいか。67ページのところで、人物証明書、人物に関する証明書というのがある。先生方はいろんな方がいて、教員免許をとった方、あるいは宮城県の教育の職を得られた方であっても、最初の試験の時には十分把握できなかったけれども、場合によっては、人格的にどうなのかなと思うような職員の方とか、あるいは、身体にかかわることというよりは、やはり、その人物なり、人格部分、もしかしたら精神的な部分にかかわる問題で子ども達の教育にはあまり適切ではないのかなあと思う先生方をちょっとお見受けする時もある。そのことについて更新制が働くことがあるのか。あるいは、逆にそういうこと、病んでいるような方達の差別的なことにつながるようことに逆になるのか。その両方の面から、つまり病気を持たれている方が自分の教育職というものについての身分を失ってしまう、個人的な権利を失ってしまうことになる可能性も秘めているわけである。でも、一方では、ある程度子ども達の教育に携わるのに相応しい方達にやはり教育に携わっていただきたいという部分と二つある。この人物に関する証明書ということとなってくると、そういう両方の面の立場から難しい問題を抱えているという気がするが、その辺はどうか。先生方の個人的な権利を奪ってしまうような、生活権というものもあると思う。それを人物に関する証明書という内容で括られて、ある意味ちょっといまの流れにそぐわないような方達までそこに入ってしまうとか、あるいは、精神的な病を一時的に病んでいるような方達もそこに入ってしまうとか、その結果、一生にわたる権利が失われるというのは、やはりちょっとどうなのかなという部分があるが、その辺はどうなっているのか。

教職員課長　教育職員の免許の授与は、基本的な制度としては免許状に係る課程認定を有する大学の課程を修了し、求められる必要な単位等を修得して、その学業成果の上に授与されるものであるが、その基本の授与の形以外にも検定に合格した者に対して教員免許状を授与するという制度等もあり、そういったことで免許状授与の所要資格を得させるための課程で修得した単位等に限定せず免許状の取得をして行く制度もある。そちらの制度を活用する場合には法令の定めにより、人物検定も必要とされているところである。この議案の人

物証明については、これまでも人物検定を行う上で求められており、県における免許事務の中でも必要な書類として規定していたものについて、その名称の整理をして行くという趣旨のものであるが、今回新しく導入される免許更新制においては、更新ができるかどうかということについては、30時間以上の国から認可されている更新講習をきちんと修了できているかどうか、ここが問題となるわけである。その講習の内容、あるいは、その履修の修了の判断については、当然、国のほうでもいろいろな考え方を示しつつも、最終的には開設をする大学がやって行くということになるわけであるが、基本的には、その受講者の人格的な部分にかかわる、そういった評価を行うということは考えられていないところだと認識している。免許更新制では、その時、その時の最新の教育に関する知見というものを免許状保持者に対して持っていていただくために導入されているので、当然、更新の判断にあたっては、そういった趣旨で設けられた大学等の講座の内容の履修、こちらが原則であろうと思っている。

委員長（委員全員に諮って）可決。

11 課長報告等

(1) 平成21年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る一般入試について

(説明：高校教育課長)

「平成21年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る一般入試について」御報告申し上げます。

お手元の概要をまとめた資料の1ページを御覧願いたい。

一般入試実施校は、全日制課程77校、定時制課程13校である。

1の一般入試総括であるが、(1)全日制課程では、一般入試の募集定員1万1千31人に対し、1万3千37人が受検し、1万2百3人が合格した。受検倍率は、1.18倍で、昨年より0.04ポイントさがった。合格率は平成13年度以降最も高い78.3%であった。

(2)定時制課程では、一般入試の募集人数9百82人に対し、6百16人が受検し、昨年より

0.01ポイント低い0.63倍の受検倍率となった。その結果、5百4人が合格し、合格率は昨年比で3.4ポイント低い81.8%であった。

次のページを御覧願いたい。

2には、平成21年度に改編等を行う学校・学科の一般入試合格者数を記載している。

注目を集めていた仙台第三高校であるが、普通科1百69人の合格者の内、男子1百24人、女子45人。理数科については、48人合格の内、男子44人、女子4人となった。推薦と合わせての女子の合格者は95人で、割合は29.6%であった。

(2)の共学2年目の宮城第一高校は、男子が昨年の22人から30人合格と8人増加

している。

以上が、一般入試結果の概要であるが、定員に満たなかった学校は、3の(3)の日程で第二次募集を実施する。全日制課程は、34校、57学科、8百43人を募集し、定時制課程は、12校、18学科、4百78人を募集して実施する。その他詳細については、3ページ以降を御覧願いたい。

なお、今回の学力検査における英語リスニングテストにおいて、鹿島台商業高校で校内放送の不具合が発生し、また、理科の問題においては出題ミスがあり、受検生をはじめ関係者に大変御迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

放送機器等については、前日と当日の朝にも点検していたところであるが、英語の検査時間になって急に音が途切れたものである。事前に準備していたポータブルプレーヤーによる緊急対応でリスニングテストは各検査室において無事実施したところである。この放送機器の不調については、検査後、夕方から学校でもう一度流してみたが、その時には異常がなかったということで現時点においては原因が分からないところである。今後、この放送機器の事前の点検はすべて学校でやっているわけであるが、その方法についても、再度検討してトラブル防止に万全を期したいと考えている。

また、検査問題の出題にあたっては、これまでの事前及び当日の検査問題のチェック体制を総点検し、今後、こういった出題ミスが起こらないよう万全を期してまいりたい。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

小野寺委員 一つだけよいか。私がずっと疑問に思っていて分からないことがある。その年度の中学校の卒業生の数と公立の全日制の募集定員との関係というのは何かあるのか。宮城県の中学校の卒業生がおり、それと公立のその年度の募集定員がある。それらは何か相関関係があるのか。

高校教育課長 毎年度の募集定員については、いま小野寺委員から御発言があったように卒業生の数をベースにして、あと私立学校の募集定員もある。そういったことを勘案して募集定員を決めているというところである。

小野寺委員 なかなか答えづらいかな。例えば、中学校の卒業生イコール全日制的定員ではないであろう。そこに6：4協定があるのか。

高校教育課長 公立と私立については、いま概ね6対4というようなことで、公立と私立の間でそういった取り決めをしている。これは、県全体の中で卒業生に対して、現時点では仙台地区を中心として、どういうふうに対応するかということで、公立と私立で協議しているので、県内全体の卒業生も勘案するが、中部地区、仙台地区の卒業生をどういうふうに対応するかということで、公立と私立で協議をしているところである。

小野寺委員 ということは、例えば、地方の場合は理論的には倍率は1.0になるのか。

高校教育課長 いま仙台市を中心に、公立と私立ということでお話ししたが、仙台の公立、私立に入る生徒は仙台だけではなく、仙台以外の地区から入ってくる、ある

いは、仙台から他の地区に出て行くという出入りもあることから、そういう意味で県内全体の生徒、卒業生に対して過去のそういった出入りの状況、さらには、私立は仙台だけではなく、大崎にも、気仙沼にもあるので、そういった私立高校の定員の状況、そういったことを総合的に勘案して募集定員を決めているということになる。したがって、例えば、県北地区では、すべての高校が、今回、1倍に満たなかったというようなことも現実的にはあったわけだが、県全体としての募集定員の設定、各高校の学級募集定員の状況ということで今回のような結果になったということである。

小野寺委員 とにかく来年の高校入試というのは、かなりある程度想定してやっていかないとちょっと大変なのかなあと思う。その辺りについては来年度伺うこととして、どんな局面が出るのか。

委員長 それは、こういう報告ではなく、かなり早い時点でシュミレーションなんかをして、どんなふうに決めているのかということが議論されて、一体どうあるのがよいかという話が起きてくるのだと思う。教育委員会の中では、そうした議論はあまり無いから結果が出て、どこどこは定員に満たなくてというのは問題になったが、その辺について少し早めをお願いするということがよいか。

(2) 県立高校におけるパソコンの紛失について

(説明：高校教育課長)

県立高校において、生徒の個人情報が記録保存されているパソコンを紛失したということがあったので、その概要について御報告申し上げます。

資料の1ページを御覧願いたい。

佐沼高等学校において、進路指導室に設置したノート型パソコン1台が紛失したものである。2月4日の午後3時40分頃に紛失が判明し、すぐに校舎内外を捜索するとともに生徒、職員に情報提供を呼びかけるなど発見に努めてまいったが、現時点でもまだ発見されていない。

紛失したパソコンは、3年生が志望校を検討するために増設した4台のうち1台が紛失したものである。

このパソコンには大学入試センター試験を受験した3年生178名のセンター試験の自己採点結果と10月の模擬試験結果が保存されており、午前8時から午後6時半まで生徒が自由に使えるようになっており、ワイヤーロックなどの盗難防止対策は講じていなかった。

生徒が利用する場合には、生徒各自のパスワードを入力する必要があり、このパスワードは、パソコンを使用する生徒本人しかわからないものとなっていた。

パスワードで保護されているとはいえ、生徒の個人情報が入ったパソコンを紛失したということに対しては、大変申し訳ないと考えている。

情報資産や物品等の適正管理については、これまでも各学校に指示していたところであるが、改めて文書によりその徹底について通知したところである。今後、さらに機会をとらえて管理の徹底を充分に行うよう指示してまいる。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質疑なし)

(3) 飯野川高校十三浜校の移転及び校名変更について

(説明：高校教育課長)

「飯野川高等学校十三浜校の移転等について」御報告申し上げます。

資料の 2 ページを御覧願いたい。

十三浜校の本校である飯野川高校が、平成 22 年 3 月に閉校となることに伴い、平成 22 年度から現在の河南高校であるが、(仮称)石巻北高校、を十三浜校の本校とするとともに、飯野川高校の卒業生の各種証明書の発行等を担当する事務引継校とすることについては、昨年 7 月の定例教育委員会で、御報告させていただいたところである。

今般、これに加えて、現在の十三浜校の教育環境を改善するため、平成 22 年度中に閉校後の飯野川高校の校舎に移転するというものである。

また、校舎移転に伴い、十三浜校の校名については、今後、変更することも含め、検討を行うこととしている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質疑なし)

(4) 宮城県第二女子高等学校におけるシックハウス症候群発症原因に関する調査報告書及び学校施設におけるシックハウス症候群発症防止指針について

(説明：施設整備課長)

「宮城県第二女子高等学校におけるシックハウス症候群発生原因に関する調査報告書及び学校施設におけるシックハウス症候群発症防止指針について」御報告申し上げます。

初めに、1 の策定経緯についてである。

第二女子高の仮設校舎におけるシックハウス症候群の発生経緯及びその対応状況並びに発生原因の究明とさらなる対策の検討を行うとともに、学校における発症防止指針策定にあたり、専門的な視点から御提言を行っていただくため、昨年 10 月に「新校舎等におけるシックハウス症候群発症防止検討会議」を設置したことについては、これまでも本委員会で御報告申し上げてきたところである。

今般、同検討会議において、調査報告書を取りまとめたので、その概要について御報告申し上げます。

まず、(1) の「シックハウス症候群の発症原因について」である。

検討会議においては、教室内の空気質の測定、換気扇の風量測定などの結果から、「建築材料からの臭気」と「換気能力の低下」という、想定される 2 つの原因を導き出した。

まず、 の建築材料からの臭気等についてであるが、建築材料については、音楽室の壁

の下地材などに使用されたアカマツ材が仮設校舎完成直後から強い臭気を持っており、これから放散するテルペン類などの物質が、シックハウス症候群の発症原因となったのではないかと考察した。

また、これらの物質の放散量については、時間の経過とともに減少し、測定を行った段階では厚生労働省の指針値を下回っていたが、完成直後に高濃度で暴露を受けた生徒や教職員が他の少量の化学物質に対し過敏に反応するようになり、以後、校舎の中での通常の活動ができなくなったのではないかと考察した。

しかしながら、仮設校舎建設時にはその建築材料の放散物質の測定を行っていないことから、現時点では原因物質を特定することはできないとしている。

次に、の換気能力の低下についてであるが、換気を行うことは室内の化学物質を減らすのに大きな効果を発揮するものであるが、教室棟に設置された換気扇フィルター（防虫ネット）に、生徒の衣類や床のタイルカーペットが発生源と考えられる粉じんが付着したことにより、風量が減少し今回の問題を遷延化させた原因になったのではないかと考察した。

換気回数については、建築基準法において、1時間あたり0.3回以上と定められているところであるが、フィルターに粉じんが付着した状態で風量を測定したところ、その値を下回っていたことが判明した。しかしながら、仮設校舎では気密性がそれほど確保されていないことから、隙間を通じての換気も含めた部屋全体の換気量を改めて測定したところ、1時間あたり1回以上の換気が行われていることが確認できた。このことから、換気扇のフィルターに目詰まりはあったものの、建築基準法で定める換気量は確保していたものと考えられるとしている。

次に（2）の「実施した対応について」である。次のページを御覧願いたい。

発症確認前と発症確認後、生徒等への対応と学校施設の対応と分けて整理しているが、検討会議の調査報告に基づく対応としては、原因のところで申し上げた臭いの強い建築材料の交換を保健室等で実施している。また、教室で体調不良を訴え、授業を受けることが困難となった生徒の学習の場として避難室を整備した。また、この避難室には、室内の温度を下げずに換気ができる、熱交換型の換気扇を設置したところである。

報告書の詳細については、資料の別添1のとおりである。

次に、3の学校施設におけるシックハウス症候群発症防止指針についてである。

本指針については、検討会議からいただいた提言及び「学校施設におけるシックハウス症候群発症防止指針」に盛り込むべき事項」の報告内容を踏まえ、平成19年3月に環境生活部設置の宮城県シックハウス問題に関する検討委員会で策定した「県有施設のシックハウス対策マニュアル」に学校施設として特に留意し付加すべき事項を取りまとめたものである。

新たに付加した内容についてであるが、今回、二女高で発生したシックハウス症候群における対応をもとにして、発症を未然に防ぐという観点から建築材料や換気設備等への配慮や養生期間中の換気の徹底、また、引き渡し前にTVOC測定を検査項目に加えること

や異常な数値が測定された場合の対応，さらに使用開始後に留意すべき事項などを加えている。

また，それら点に留意しながらもシックハウス症候群が発生した場合に，その被害を最小限に食い止めるための対応として，TVOC測定等の実施，質問票や聴き取りによる実態調査による症状の発生状況や原因物質の特定，発生原因の究明や除去のほか，医学的な対応についても加えている。

なお，詳細については，資料の別添2のとおりである。

今後，整備する学校施設について，土木部とも連携しながらこの発症防止指針を十分に踏まえ，シックハウス症候群が発生しないよう細心の注意を払いながら整備を進めてまいりたいと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

櫻井委員 今回のシックハウスは，発症した早期の患者の一人に養護教諭がいた。それで，こういう病気，シックハウスだけでなく，いろんな感染症が学校で発生した場合に，中心となってメンタルなケアとか，治療とかにあたるチームにいる養護教諭が，その本人が病気になった場合，その代替りとなる人を速やかに派遣するようなシステムをつくっておかないと，これから新型インフルエンザのことも言われているので，二人いる養護教諭のうちの一人が非常に重症で任務ができなくなったと聞いているので，そのピンチヒッターというか，そのようなシステムをきちんと整えるような考えはあるのか。

教職員課長 職員の方が具合が悪くなり，職務の遂行が困難になって，また，療養につとめる必要がある場合には，病気休暇をとるとか，そういう療養していただく場合がいろいろとあると思う。また，病気休暇ということで本務職員が長期にわたって勤務できないということとなれば，その代替の職員を配置する制度をこれまでもやっているのだから，十分な職員体制がとれるように配慮したい。

櫻井委員 もちろんそれとともに，これから異常事態発生であるので，普段，校医として，内科だけに限らず，何人か，耳鼻科と眼科と，校医も複数おり，薬剤師もいる。そういう方達を総動員してでも初期の段階で早期にケア，対応するというのが，早ければ早いほど私は軽症で済んだと思っている。特にメンタルな面では。であるから，今回のことを教訓にやはりできるだけ早く対応するのだということ肝に命じていただきたい。

施設整備課長 ただいまの件であるが，今回の防止指針の中にも，やはり専門医の診察を受けるとか，あるいは，速やかに医学的調査を行うとか，そういったことについては盛り込ませていただいている。

櫻井委員 もう一つだけ言わせていただきたい。これに関しては専門医がなかなかいない。それで，専門医に行き着くまでがとても時間がかかったと聞いている。

専門医を紹介するにしても、まずは医療関係者がケアしなければいけないということがあるので、専門医まで行くまでの段階でできるだけ早期にということをお願いしたい。

施設整備課長 対処したい。

佐々木委員 これは、そう大きな問題ではないが、今回の一連の経過に関する調査にかかった費用や補修費とか、そういうものは結局は建築会社の負担となったのか、それとも、これはまったく県として行ったものか。こういうこととなった直接的な責任はどういうところにあったというふうに考えているのか。

施設整備課長 まず、経費の面であるが、今回、検討会議を設置した後も、いろんな分析調査等、それについては百万円の手出しを必要とした。あとは検討会議の委員の費用弁償であるが、それ以前の検討会議を設置する前の一連の、例えば、施設整備とか、あるいは、空気清浄機の設置とか、そういったものについては、概ね2千万円、それはすべて県費で負担した。ただ、施設設備の中で仮設校舎の建設元である大和リースにもかなりの面で御協力をいただいている。それについては無償でやっていただいているので、実質どのくらいの経費を負担していただいたかというのは明らかではない。

佐々木委員 これからもあることだと思う。特に学校の統廃合だとか、あるいは、老朽化とか、いろいろなことで同じようなことが、もちろんあってはいけないが、あり得ることだと思う。いろんな新しい建築材料とか、いろんなものが出てきているので、そういう時にどういうふうに対応されるのかなあとということをちょっとお聞きしたい。

施設整備課長 まず、仮設校舎と新增改築の建物を区分して整理しているが、仮設校舎そのものについては、基本的には県が引き渡しを受けた後であっても、占有移転というか、所有権は移転しないので、所有権が仮設校舎の建設元にあるので、仮設校舎については、原因の究明と必要な対策については、賃貸借契約の中に盛り込ませていただくということにさせていただいている。これは、今月完成した角田高校の仮設校舎については、同様の条項を定めており、結果的にはTVOCの検査まで求めたが、数値的には大きく下回ったということで問題の無い建物と判明した。また、新增改築の建物については、基本的には現在の県のマニュアルの中ではVOCの五つの物質が指針値を下回った場合に引き渡しを受けるといふ、要するに所有権を移転することとなっているが、TVOCが暫定目標値ということもあり、その数値を上回った場合に工事請負業者に瑕疵があるとして引き渡しを拒むことができるかということ土木部とも検討したが、現状では極めて難しいであろうということであり、現時点では、TVOCの検査はお願いするが、その結果、暫定値を超えた場合には県と協議をしながら対策を講じるということとしており、基本的には協力を要請して行くというスタンスにしている。

委員 長： まあ、学校であるから、結局、一ヶ月とか、二ヶ月とかかれば、それだけ影響が非常に大きい。3年のうちのある期間であるので、そういう意味では、やはり、かなり短い期間で、最大一ヶ月とかの中で原因を、つまり原因をつきとめるといって話ではなく、原因を取り除くというようなどころまで行かないと、多分、いろんな問題が生じて、かかった本人やなんかに相当の影響を与えることになってしまうと思うので、その辺のルールづくりというのは、原因の瑕疵どうかという分析以上にぱっと取り替えるぐらいの話にしないと危機管理としてはまずいと思う。

施設整備課長： 基本的には、引き渡し前にトータルVOCの検査を行って、もちろん、それ以前に建築時点からシックハウスが発生しないようないろんな取組を行って、なおかつ、TVOCの検査を行って、仮に暫定目標値を超えたという場合には、今回の反省点も踏まえて暫定目標値を超えたところについては、一時的に使用中止にする。さらに、空気清浄機設置等の対策は速やかにする。あとは、今回、そういった生徒達が授業が受けることができないということであるので、そういった方達を救済するための避難室みたいなものを計画の中に盛り込むというようなことを考えており、これから、そういったことも、指針も踏まえて、事前にどう進めて行くのかということに、取り組みたいと考えている。

委員 長： いろいろなことをやったものをいろいろ企ててみるとお金も時間も相当かかった上に、問題が生じた方が、長い間苦しんだという状況が出てくるので、それをどう全体として収縮するのかという話だと思う。そういう事業者と県との問題がどこにあるかという分析をして行くという話よりも、直ぐに対処するというのを教育委員会としてやらなければいけないと感ずるので、どんな方法でやるかというのはいろいろあると思うが、ぜひ検討していただきたい。

施設整備課長： 承知した。

12 次期教育委員会の日程について

委員 長： 定例会は平成21年4月17日(金)午後1時30分から

13 閉 会 午後7時38分

平成21年4月17日

署名委員

署名委員